

主として取り組む事項

- 1 各府省等は、各省計画に従って、公共建築物における木材の利用を確実に推進すること。
- 2 各府省等は、国が整備する公共建築物の木造化等を推進できるよう、施設整備を担当する部局等に対し、法に関する取組の更なる検証・周知徹底を行うこと。
- 3 各府省等は、国が整備する公共建築物の木造化等について対外的な説明責任を負うこととなるので、木造化等の可否についての確認を確実に行うこと。
- 4 各府省等は、公共建築物の木造化等の取組事例の情報提供や支援を積極的に行うこと。
- 5 各府省等は、独立行政法人等、関係機関に対しても、木材の利用について積極的な働きかけを行うこと。
- 6 各府省等は、木材を原材料として使用した備品及び消耗品についても、積極的な調達に努めること。